令和６年６月４日招集

令和６年第４回琴浦町議会定例会

議案説明付属資料

議案第 56 号　専決処分について〔琴浦町税条例の一部改正について〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

議案第 57 号　専決処分について〔琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について〕・・・・・・・ ２

議案第 58 号　専決処分について〔琴浦町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について〕・・・ ３

議案第 59 号　専決処分について〔令和５年度琴浦町一般会計補正予算（第 15 号）〕・・・・・・・ ４

議案第 60 号　琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

議案第 61 号　琴浦町営斎場条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

議案第 62 号　琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・ ７

議案第 63 号　令和６年度琴浦町一般会計補正予算（第２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８

議案第 64 号　令和６年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）・・・・・・・・・・・・・・ 13

議案第 65 号　令和６年度琴浦町介護保険特別会計補正予算（第１号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

議案第 66 号　令和６年度琴浦町水道事業会計補正予算（第１号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

議案第 67 号　令和６年度琴浦町下水道事業会計補正予算（第１号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

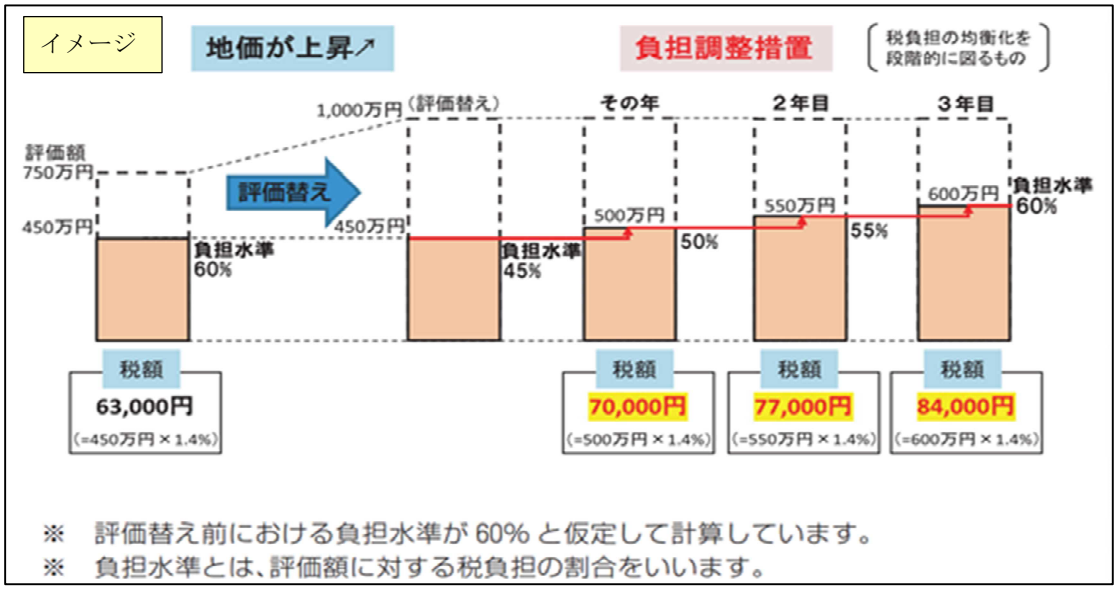
議案第 68 号　琴浦町町民栄誉賞の表彰につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・ 18

議案第 69 号　琴浦町過疎地域持続的発展計画の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

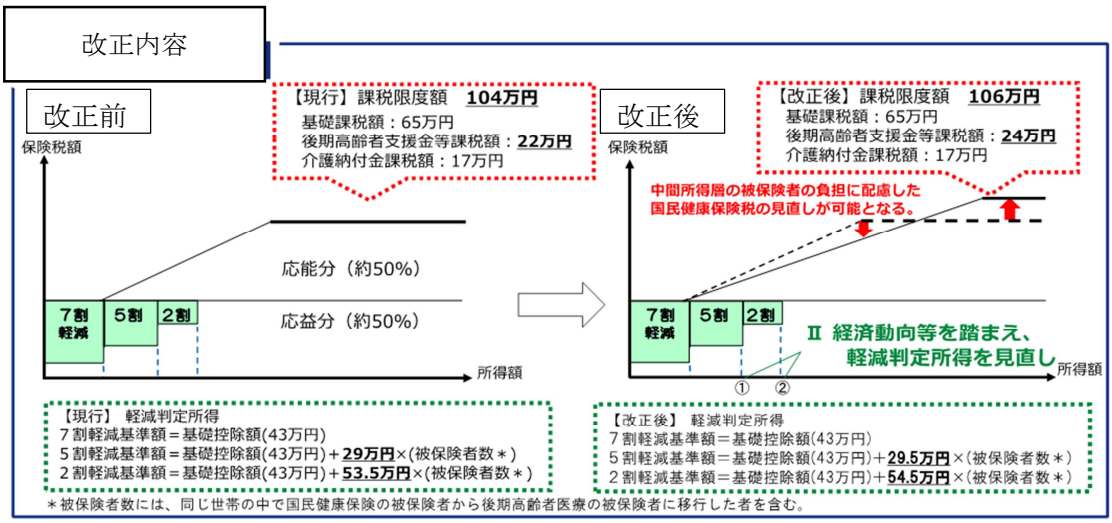
議案第 70 号　建設工事委託契約の締結について〔令和６年度防災・安全交付金橋梁耐震事業松ヶ丘橋外工事委託〕・・・ 20

<table>
<tr><td colspan="2">令和６年６月定例議会　議案概要</td><td>担当課</td><td>税務課</td><td>種別</td><td>条例</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 56 号</td><td>議案名</td><td colspan="3">専決処分について［琴浦町税条例の一部改正について］</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="5">地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）が本年３月 30 日に公布され、原則として同年４月１日から施行されたことに伴う例規整備について、同年３月 30 日に専決処分したことを報告し、承認を求めるもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">主な改正点は次のとおり

１　個人住民税
［定額減税］
・令和６年度分個人住民税所得割額の減税を新設。
納税者及び配偶者を含めた扶養家族１人につき１万円を減税する。

２　固定資産税
［土地の負担調整措置］
・現行の負担調整措置（地価上昇に係る土地固定資産税の急激な上昇を防ぐ激変緩和措置）を３年延長。
 
</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="5">１　専決処分日　令和６年３月 30 日
２　施行期日　令和６年４月１日ほか</td></tr>
</table>

令和６年６月定例議会　議案概要			担当課	税務課	種別	条例
議案番号	議案第 57 号	議案名	専決処分について[琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について]			
目　　的	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第 136 号）が本年３月 30 日に公布され、同年４月１日施行されたことに伴う例規整備について同年３月 30 日に専決処分したことを報告し、承認を求めるもの。					
内　　容	**１　改正概要** （１）国民健康保険税の課税限度額を106万円（改正前：104万円）に引き上げ。 （２）国民健康保険税の軽減の対象となる所得基準についての改正 ①５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を29.5万円（改正前：29万円）に引き上げ。 ②２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を54.5万円（改正前：53.5万円）に引き上げ。					
補足事項	１　専決処分日　令和６年３月 30 日 ２　施行期日　　令和６年４月１日　令和６年度分課税から適用					



<table>
<tr><td colspan="3">令和６年６月定例議会　議案概要</td><td>担当課</td><td>税務課</td><td>種別</td><td>条例</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 58 号</td><td>議案名</td><td colspan="4">専決処分について[琴浦町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について]</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="6">過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が、本年３月 30 日に公布され、同年４月１日に施行されたことに伴う例規整備について、同年３月 30 日に専決処分したことを報告し、承認を求めるもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">
１　改正概要
琴浦町過疎地域持続的発展計画で定める産業振興促進区域(本町全域)において、当該計画に定めた業種の事業用設備を取得等した者について、当該設備に係る固定資産税の課税免除の適用期限（対象設備の取得期限）を３年間延長し令和９年３月31日とした。

２　参　考　課税免除内容
製造業･旅館業･農林水産物等販売業･情報サービス業等
○ 過疎地域内で個人又は法人が事業用設備を取得等した場合
○ 取得価額等：下表のとおり
<table>
<tr><td colspan="2">事業者の規模
（資本金）</td><td>個人又は
5,000万円以下</td><td>5,000万円超
1億円以下</td><td>1億円超</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象となる設備投資</td><td>機械･装置、建物･附属設備、構築物の取得等（取得、製作、建設、改修）</td><td colspan="2">機械･装置、建物･附属設備、構築物の新増設</td></tr>
<tr><td rowspan="2">対象業種・取得価額</td><td>製造業･旅館業</td><td>500万円
以上</td><td>1,000万円
以上</td><td>2,000万円
以上</td></tr>
<tr><td>農林水産物等販売業･情報サービス業等</td><td colspan="3">500万円以上</td></tr>
</table>
○ 固定資産税課税免除　原則３年度分
</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="6">１　専決処分日　令和６年３月 30 日
２　施行期日　　令和６年４月１日</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">令和６年６月定例議会　議案概要</td><td>担当課</td><td>総務課</td><td>種別</td><td>予算</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 59 号</td><td>議案名</td><td colspan="3">専決処分について
［令和５年度琴浦町一般会計補正予算(第 15 号)］</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="5">各種事業の実績見込みに伴う歳入（町債）の組替を行う補正予算を専決処分したので報告を行い、承認を求めるもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">１　補正額　［単位：千円］
<table>
<tr><th>補正前予算額</th><th>補正額</th><th>補正後予算額</th></tr>
<tr><td>13,406,232</td><td>0</td><td>13,406,232</td></tr>
</table>
２　補正内容
歳入予算の計上内容については、次のとおりである。
［単位：千円］
<table>
<tr><th>款名称等</th><th>補正額</th><th>主な補正内容等</th></tr>
<tr><td>町債</td><td>0</td><td>過疎対策事業債
移住定住促進事業　＋1,100
以西地区公民館改修事業　＋100
社会資本整備総合交付金事業　△100
町道舗装修繕事業　＋1,300
道路更新防災対策事業　△1,300
スポーツ・運動推進事業　△200
予防接種事業　△900</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>0</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

令和６年６月臨時議会　議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第 60 号	議案名	琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について			
目　　的	鳥取県教育委員会と協定に基づく職員の時間外勤務手当について、適用する給料表について定める。 給料表の表記の誤りについて正しい表記に改める。					
内　　容	１　条例案の概要 （１）鳥取県教育委員会との交流派遣職員の時間外勤務手当等にかかる適用給料表について 令和６年４月１日から令和８年３月 31 日までの２年間、鳥取県教育委員会との協定に基づく派遣の交流職員について、給与は派遣元の鳥取県が支給するが、琴浦町の業務にかかる時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当については琴浦町が支給する。時間外勤務手当算出にかかる給料表については鳥取県職員の給与に関する条例に定める行政職給料表を適用するため所要の改正を行う。 （２）給料表の改正について 令和５年 11 月臨時議会で行った令和５年度の人事院勧告による給与条例の給料表の改正において、職員区分の表記で『定年前再任用短時間職員』とするべきところを『再任用』と誤っていたため正しい表記とするため所要の改正を行う。 ２　施行期日等 公布の日から施行する。 （１）の改正は令和６年４月１日から適用する。 （２）の改正は令和５年４月１日から適用する。					
補足事項						

<table>
<tr><td colspan="2">令和６年６月定例議会　議案概要</td><td>担当課</td><td colspan="2">町民生活課</td><td>種別</td><td>条例</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 61 号</td><td>議案名</td><td colspan="4">琴浦町営斎場条例の一部改正について</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="6">鳥取中部ふるさと斎場の火葬施設使用料が改定されることに伴い、琴浦町営斎場使用料についても改定を行う。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">１　概要
（１）琴浦町民を除く、中部圏域内住民及び圏域外住民について、鳥取中部ふるさと斎場と同じ金額に改定する。
（２）琴浦町民については使用料を据え置き、今後改定を行うか検討を行う。

２　使用料改定額
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">圏域内外</th><th colspan="3">使用料</th></tr><tr><th>令和６年 10 月１日
から
令和７年３月 31 日
まで</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th></tr><tr><td rowspan="2">大人（12 歳以上）
１体につき</td><td>中部圏域内住民
（琴浦町民除く）</td><td>17,000 円</td><td>22,000 円</td><td>29,000 円</td></tr><tr><td>圏域外住民</td><td>58,000 円</td><td>67,000 円</td><td>78,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">小人（12 歳未満）
１体につき</td><td>中部圏域内住民
（琴浦町民除く）</td><td>11,000 円</td><td>14,000 円</td><td>18,000 円</td></tr><tr><td>圏域外住民</td><td>36,000 円</td><td>42,000 円</td><td>49,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">死胎、改葬、生体分離肢体等１体につき</td><td>中部圏域内住民
（琴浦町民除く）</td><td>7,000 円</td><td>9,000 円</td><td>11,000 円</td></tr><tr><td>圏域外住民</td><td>24,000 円</td><td>26,000 円</td><td>29,000 円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="6">施行期日　令和６年 10 月１日</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">令和６年６月定例議会　議案概要</td><td>担当課</td><td>子育て応援課</td><td>種別</td><td>条例</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 62 号</td><td>議案名</td><td colspan="4">琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="6">児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行により、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における保育士・保育従事者の配置基準について改正を行う。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">
１　概要
令和５年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」において、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部を改正し、保育士・保育従事者の配置基準（最低基準）の見直しを行うこととされた。
この改正内容を踏まえ、関係する条例について、同様の改正を行う。

２　改正内容（保育士・保育従事者の配置基準〔最低基準〕の見直し）
<table>
<tr><th>改正前</th><th></th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>満３歳以上満４歳未満の児童
おおむね 20 人につき１人以上

満４歳以上の児童
おおむね 30 人につき１人以上</td><td>⇒</td><td>満３歳以上満４歳未満の児童
おおむね 15 人につき１人以上

満４歳以上の児童
おおむね 25 人につき１人以上</td></tr>
</table>
※「家庭的保育事業所」は現在、町内に該当の保育施設なし。
（参考）家庭的保育事業所：主に０歳から２歳児までの児童を対象とした小規模保育施設。
</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="6">施行期日　公布の日</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">令和６年６月定例議会　議案概要</td><td>担当課</td><td>総務課</td><td>種別</td><td>予算</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 63 号</td><td>議案名</td><td colspan="4">令和６年度琴浦町一般会計補正予算(第２号)</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="6">ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業、新型コロナワクチン予防接種事業、町道等改良整備事業等を追加するほか、人事異動に伴う人件費の補正などを行うもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">１　補正額　［単位：千円］
<table>
<tr><th>補正前予算額</th><th>補正額</th><th>補正後予算額</th></tr>
<tr><td>12,526,666</td><td>241,242</td><td>12,767,908</td></tr>
</table>
２　主な追加内容
歳入予算の主な補正内容については、次のとおりである。
［単位：千円］
<table>
<tr><th>款名称等</th><th>補正額</th></tr>
<tr><td>国庫支出金</td><td>△4,195</td></tr>
<tr><td>県支出金</td><td>△8,827</td></tr>
<tr><td>繰入金</td><td>8,423</td></tr>
<tr><td>諸収入</td><td>20,941</td></tr>
<tr><td>町債</td><td>224,900</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>241,242</td></tr>
</table>
歳出予算の主な補正内容については、次のとおりである。

（１）ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業［200,145 千円］
ア 事業説明
令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価決定に伴い、賃金等の急激な変動に対処するため、琴浦町建設工事請負契約約款第 25 条第６項の規定に基づき、インフレスライドによる労務単価及び資材単価の変更を行うにあたり、工事請負費を増額する。施設整備にあたり公共下水道への接続を行う。
イ 経費
ふなのえこども園・成美地区公民館建築本体工事［200,000 千円］
下水道加入負担金　［145 千円］
ウ 財源
町債　［172,400 千円］</td></tr>
</table>

公共施設等建設基金繰入金［27,000 千円］
一般財源　［745 千円］

（２）新型コロナワクチン予防接種事業［39,796 千円］
ア 事業説明
新型コロナワクチンの定期接種化に伴い、秋から 65 歳以上の方、60 歳以上 65 歳未満で心臓等の障がいにより日常生活が極度に制限される方を対象に予防接種費用の一部を公費負担する。
イ 経費
予防接種委託料［39,600 千円］
予防接種扶助費　［129 千円］
需用費　［67 千円］
ウ 財源
新型コロナワクチン接種費助成金［24,941 千円］
一般財源　［14,855 千円］

（３）町道等改良整備事業［7,205 千円］
ア 事業説明
ゴリン橋架替工事について、事業の進捗を図るため委託料を増額するほか、町道釣上野線橋梁耐震化工事に伴う県負担金を公共施設等建設基金に積立を行う。
イ 経費
ゴリン橋架替工事委託料［6,700 千円］
公共施設等建設基金積立金［505 千円］
ウ 財源
国庫支出金［4,054 千円］
県支出金　［505 千円］
町債　［2,600 千円］
一般財源　［46 千円］

（４）児童手当支給事業［2,398 千円］
ア 事業説明
所得制限の廃止、高校生世代までの支給期間の延長等、令和 6 年 10 月からの児童手当制度の改正に対応するためシステム改修を行う。

イ 経費

児童手当システム改修委託料［2,398 千円］

ウ 財源

国庫支出金［2,398 千円］

（５）総合防災訓練実施事業［200 千円］

ア 事業説明

９月に東伯総合公園を会場に開催されるとっとり防災フェスタにあわせて実施する町総合防災訓練に要する経費を増額する。

イ 経費

需用費（消耗品費）　［200 千円］

ウ 財源

県支出金［100 千円］

一般財源［100 千円］

（６）中学校国際交流事業［677 千円］

ア 事業説明

台湾の日南中学校との相互交流事業について、参加者の増員、円安の影響及び先方の中学校との調整により通訳報償費等、交流に必要な経費を増額する。

イ 経費

報償費［543 千円］

旅費　［90 千円］

食糧費［31 千円］

保険料　［3 千円］

借上料［10 千円］

ウ 財源

一般財源［677 千円］

（７）琴浦町誕生 20 周年記念事業［751 千円］

ア 事業説明

女性ボーカルデュオ Paix^{2}（ペペ）に町民栄誉賞表彰を行う。また、琴浦町観光大使のミッキー吉野氏を招致し、中学生とのセッションによる記念事業を開催する。

イ 経費

報償費　［648 千円］
事務費（消耗品費・手数料・筆耕料）　［103 千円］

ウ 財源

一般財源［751 千円］

（８）日韓友好交流公園管理事業［451 千円］

ア 事業説明

日韓友好交流公園「風の丘」に設置の揺れ石の接合部分が経年劣化で破損したため、安全性を考慮した対応を行う。

イ 経費

修繕費［451 千円］

ウ 財源

一般財源［451 千円］

（９）旧安田小学校改修事業［0 千円］

ア 事業説明

国の住宅市街地総合整備事業補助金の交付金額（内示）に基づき、財源の組替を行う。

イ 財源

国庫支出金［△18,330 千円］
町債　［18,300 千円］
一般財源　［30 千円］

(10) 東伯総合公園改修事業［0 千円］

ア 事業説明

スポーツ振興くじ助成金の交付金額（内示）に基づき、財源の組替を行う。

イ 財源

スポーツ振興くじ助成金［△4,000 千円］
町債　［4,000 千円］

(11) 下水道事業繰出金　［1,041 千円］

ア 事業説明

赤碕処理区のマンホールポンプ工事等事業費の増加について繰出金を追加するほか、人事異動に伴う人件費について繰出金を追加す

	る。 イ 経費 下水道事業繰出金（事業費の補正によるもの） ［657 千円］ 下水道事業繰出金（人件費の補正によるもの） ［384 千円］ ウ 財源 一般財源［1,041 千円］ (12) 人件費に係る補正［△8,194 千円］ ア 事業説明 人事異動に伴う人件費の補正を行うもの。 イ 経費 一般会計所属職員の本給、扶養手当等 ［△15,754 千円］ 会計年度任用職員報酬、期末手当等 ［△882 千円］ 特別会計・公営企業会計繰出金(人件費分)［8,442 千円］ ウ 財源 国庫支出金 ［△578 千円］ 県支出金 ［△436 千円］ 繰入金 ［△1,077 千円］ 一般財源 ［△6,103 千円］ 3 債務負担行為 追加 ［単位：千円］
補足事項	

事 項	期 間	限度額
一向平キャンプ場指定管理委託業務	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	16,500

<table>
<tr><td colspan="2">令和６年６月定例議会　議案概要</td><td>担当課</td><td>すこやか健康課</td><td>種別</td><td>予算</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 64 号</td><td>議案名</td><td colspan="3">令和６年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="5">職員の異動に伴う人件費の増額補正を行うもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">１　補正額　［単位：千円］
<table><tr><td>補正前予算額</td><td>補正額</td><td>補正後予算額</td></tr><tr><td>1,995,446</td><td>982</td><td>1,996,428</td></tr></table>
２　主な計上内容
（１）　総務費［982 千円］
ア　事業説明
職員の異動に伴う人件費の増額補正を行うもの。
イ　経費
（ア）　一般管理費［982 千円］
ウ　財源
（ア）　一般会計繰入金［982 千円］</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">令和６年６月定例議会　議案概要</td><td>担当課</td><td>すこやか健康課</td><td>種別</td><td>予算</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 65 号</td><td>議案名</td><td colspan="4">令和６年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第１号)</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="6">職員の異動に伴う人件費の増額補正を行うもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">１　補正額　［単位：千円］
<table><tr><th>補正前予算額</th><th>補正額</th><th>補正後予算額</th></tr><tr><td>2,206,025</td><td>6,570</td><td>2,212,595</td></tr></table>
２　主な計上内容
（１）　総務費［6,554 千円］、地域支援事業費［22 千円］、
諸支出金［△1,077 千円］、予備費［1,071 千円］
ア　事業説明
職員の異動に伴う人件費の増額補正を行うもの。
イ　経費
（ア）　一般管理費［6,554 千円］
（イ）　一般介護予防事業費［22 千円］
（ウ）　一般会計繰出金［△1,077 千円］
（エ）　予備費［1,071 千円］
ウ　財源
（ア）　国庫支出金［６千円］
（イ）　支払基金交付金［６千円］
（ウ）　県支出金［２千円］
（エ）　繰入金［6,556 千円］</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">令和６年６月定例議会　議案概要</td><td>担当課</td><td colspan="2">上下水道課</td><td>種別</td><td>予算</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 66 号</td><td>議案名</td><td colspan="4">令和６年度琴浦町水道事業会計補正予算（第１号）</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="6">人事異動に伴う一般会計繰入金の増額、人件費の増額を行うもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">１　補正額
■収入　　単位：千円
<table><tr><th>区　　分</th><th>補正前予算額</th><th>補正額</th><th>補正後予算額</th></tr><tr><td>収益的収入</td><td>327,121</td><td>520</td><td>327,641</td></tr><tr><td>資本的収入</td><td>199,526</td><td>0</td><td>199,526</td></tr></table>■支出　　単位：千円
<table><tr><th>区　　分</th><th>補正前予算額</th><th>補正額</th><th>補正後予算額</th></tr><tr><td>収益的支出</td><td>294,064</td><td>1,537</td><td>295,601</td></tr><tr><td>資本的支出</td><td>357,068</td><td>0</td><td>357,068</td></tr></table>２　主な計上内容
（１）収入　収益的収入［520 千円］
ア　事業説明
人事異動に伴う一般会計繰入金の増額を行うもの。
イ　内訳
（ア）　営業収益［520 千円］
a　他会計負担金［520 千円］　一般会計繰入金（基準内）

（２）支出　収益的支出[1,537 千円]
ア　事業説明
人事異動に伴う人件費の増額を行うもの。
イ　経費
（ア）　営業費用［1,537 千円］
a　配水及び給水費［840 千円］
b　総係費　　［697 千円］
ウ　財源
（ア）　他会計負担金［520 千円］
（イ）　一般財源［1,017 千円］</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

令和６年６月定例議会　議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第 67 号	議案名	令和６年度琴浦町下水道事業会計補正予算（第１号）			
目　　的	人事異動に伴う人件費の増額のほか、事業費の増額に伴う工事請負費及び委託料の増額補正を行うもの。					

内　　容

１　補正額

（１）　収入　　単位：千円

区　　分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
収益的収入	904,169	384	904,553
資本的収入	558,894	900	559,794

（２）　支出　　単位：千円

区　　分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
収益的支出	899,728	384	900,112
資本的支出	860,524	900	861,424

２　主な計上内容

（１）　収入　収益的収入[384 千円]

ア　説明

収益的支出の増額に伴い、一般会計繰入金の増額を行うもの。

イ　内訳

（ア）　営業収益[384 千円]

ａ　他会計負担金[384 千円]　一般会計繰入金（基準内）

（２）　収入　資本的収入[900 千円]

ア　説明

事業費の増額に伴い、企業債等の増額を行うもの。

イ　内訳

（ア）　企業債[200 千円]

ａ　下水道事業債[100 千円]

ｂ　過疎対策事業債[100 千円]

（イ）　他会計出資金[657 千円]　一般会計繰入金（基準外）

（ウ）　国庫補助金[43 千円]

ａ　防災・安全交付金[△2,957 千円]

ｂ　社会資本整備総合交付金[3,000 千円]

	（３） 支出　収益的支出[384 千円] ア　説明 人事異動に伴う人件費の増額及び県負担金の額決定に伴う減額を行うもの。 イ　経費 （ア） 営業費用[384 千円] ａ　管路費[331 千円] （ａ） 給料[62 千円] （ｂ） 手当[142 千円] （ｃ） 賞与引当金繰入額[11 千円] （ｄ） 法定福利費[96 千円] （ｅ） 法定福利費引当金繰入額[５千円] （ｆ） 退職手当組合負担金[15 千円] ｂ　総係費[53 千円] （ａ） 給料[130 千円] （ｂ） 手当[△132 千円] （ｃ） 賞与引当金繰入額[38 千円] （ｄ） 法定福利費[65 千円] （ｅ） 法定福利費引当金繰入額[11 千円] （ｆ） 退職手当組合負担金[32 千円] （ｇ） 負担金[△91 千円] ウ　財源 他会計負担金[384 千円] （４） 支出　資本的支出[900 千円] ア　説明 事業費の増額に伴う工事請負費及び委託料の増額を行うもの。 イ　経費 （ア） 建設改良費[900 千円] ａ　管路建設改良費　工事請負費[300 千円] ｂ　ポンプ場建設改良費　委託料[300 千円] ｃ　処理場建設改良費　委託料[300 千円] ウ　財源 （ア） 企業債[200 千円] （イ） 他会計出資金[657 千円] （ウ） 国庫補助金[43 千円]
補足事項	

<table>
<tr><td colspan="2">令和６年６月議会　議案概要</td><td colspan="2">担当課</td><td>総務課</td><td>種別</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 68 号</td><td>議案名</td><td colspan="4">琴浦町町民栄誉賞の表彰につき同意を求めることについて</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="6">琴浦町町民栄誉賞表彰条例に基づき、町民栄誉賞表彰を実施するのにあたって、議会同意を求めるもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">１　町民栄誉賞候補者について
Paix[2]（ペペ）
メンバー　Megumi（井勝めぐみ　琴浦町出身）
Manami（北尾真奈美　倉吉市出身）

２　条例該当事項　　琴浦町町民栄誉表彰条例第２条第４号

３　候補者選定理由
2000 年のデビュー以来、刑務所で行うコンサート「プリズン・コンサート」の活動を 24 年間に渡り行っている。この間のコンサート開催回数は 500 回を超え、その間の移動距離が 120 万キロを超えるなど、その活動実績は世界一と言われている。
これらの実績を背景に、Paix[2]（ペペ）は３度に渡り法務大臣表彰を受賞、また防衛大臣表彰そして内閣総理大臣表彰を受賞、全国レベルでその栄誉を称えられておりその社会的評価は極めて高く、琴浦町観光大使としても活発に活動しており、琴浦町町民栄誉賞表彰条例に該当する功績を持つといえる。

４　表彰状授与
琴浦町誕生 20 周年記念式典（令和６年９月１日開催）において、表彰を行う予定</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">令和６年６月議会　議案概要</td><td>担当課</td><td colspan="2">企画政策課</td><td>種別</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 69 号</td><td>議案名</td><td colspan="4">琴浦町過疎地域持続的発展計画の変更について</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="6">令和６年度において過疎対策事業債を活用し事業を実施するため、琴浦町過疎地域持続的発展計画を変更するもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">１　主な変更内容
（１）事業名(施設名)の追加　重要変更
追加する事業
【９ 教育の振興】
（事業名）学校教育関連施設 給食施設
（事業内容）　学校給食センター更新事業　を追加

（２）事業内容の追加・修正等　軽微変更
令和６年度実施事業内容に伴い追加・修正
【３ 産業の振興】
広域観光連携事業を追加
【５ 交通施設の整備、交通手段の確保】
町道光好丸尾線橋梁修繕工事を追加
【７ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進】
成年後見支援センター委託事業を追加
【９ 教育の振興】
東伯総合公園管理事業を東伯総合公園改修事業に修正

２　計画変更の詳細
・琴浦町過疎地域持続的発展計画（変更案）（別添資料）

３　根拠法
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）
（過疎地域持続的発展市町村計画）
第８条　過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画(以下単に「市町村計画」という。)を定めることができる。
２～９　略
10　第１項及び前２項の規定は、市町村計画の変更について準用する。</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

令和６年６月定例議会　議案概要			担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第 70 号	議案名	建設工事委託契約の締結について〔令和６年度防災・安全交付金橋梁耐震事業松ヶ丘橋外工事委託〕			
目　　的	鳥取県と建設工事委託契約を締結するにあたり、議会の議決を得るもの。					
内　　容	町道釛上野線は、大字三保～赤碕にかけて町の中央部を横断する町道であるが、第３次緊急輸送道路に指定されており、その路線に架設されている橋梁については耐震補強事業を鳥取県が代行している。 令和６年度分の事業費を算定したところ、7,395 万円であったため、鳥取県と建設工事委託契約を締結するにあたり、議会の議決を得るものである。 １　工事委託名　令和６年度防災・安全交付金橋梁耐震事業松ヶ丘橋外工事委託 ２　工事場所　琴浦町大字八橋 ３　工事完成期限　令和７年３月３１日 ４　委託金額　一金 73,950,000　円 ５　委託内容　岩船大橋　耐震補強工事 （橋脚巻立て工、仮設道路設置・撤去工） ６　契約の相手方　鳥取県知事　平井　伸治					
補足事項						

令和６年度予算（6月定例議会）
事業説明書　目 次

総　　務　　課	2
商　工　観　光　課	5
農　林　水　産　課	7
すこやか健康課	8
子　育　て　応　援　課	10
建　設　住　宅　課	11
上　下　水　道　課	12
教　育　総　務　課	15
社　会　教　育　課	16

鳥取県琴浦町

令和 6 年度 事業説明書

一般会計

1　基本情報

事業番号	1231	事業名	子どもの遊び場環境整備事業			事業区分	□新規	■継続	
担当課	総務課			担当係	施設管理室				
予算区分	款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	5	財産管理費
まちづくりビジョン	⑤安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり								
	重点項目	ふるさとへの愛着を深める、地域に根差した体験と学びの展開							

2　補正後の事業費等

項目	補正前（千円）	今回補正額（千円）	財源内訳					備考	
			国庫支出金	県支出金	その他（収入）	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
2号補正6月定例	5,595	979	0	0	0	0	979		
補正後（千円）		6,574	0	0	0	0	6,574		

3　事業の概要

補正の概要

令和６年の干支が辰年となり、荒神公園に隣接する神崎神社への参拝客が急増したことに伴い、荒神公園の公衆トイレ利用者が多くなっている。
高齢者や子どもは和式トイレの利用が困難なこともあり、利用者からトイレの洋式化を要望されている。
このため、和式トイレを洋式トイレに改修を行うにあたり、工事請負費を増額する。

補正の内容

（単位：千円）

細事業等	内容	補正額	財源内訳
公園施設整備	荒神公園公衆トイレ(2カ所)の洋式化工事を行う。 〇工事請負費　979千円	979	単町
合計		979	

これまでの取組状況や改善点等

令和 6 年度 事業説明書

一般会計

1 基本情報

事業番号	1539	事業名	ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業			事業区分	□新規	■継続	
担当課	総務課・子育て応援課			担当係	施設管理室・こども未来係				
予算区分	款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	5	財産管理費
まちづくりビジョン	⑤安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり				⑤公共施設の集約・複合化による質の高い町民サービスの提供				
	重点項目	ふるさとへの愛着を深める、地域に根差した体験と学びの展開							

2 補正後の事業費等

項目	補正前（千円）	今回補正額（千円）	財源内訳					備考	
			国庫支出金	県支出金	その他（収入）	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
2号補正6月定例	122,795	200,145	0	0	0	172,400	27,745		過疎債 172,400千円
補正後（千円）		322,940	0	0	2,900	281,800	38,240		

3 事業の概要

補正の概要

令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価が決定されたことにより、賃金等の急激な変動に対処するため、琴浦町建設工事請負契約約款第25条第６項の規定に基づき、インフレスライドによる労務単価及び資材単価の変更を行うにあたり、工事請負費を増額する。また、施設整備にあたり公共下水道への接続を行うため、下水道加入負担金を増額する。

（単位：千円）

細事業等	内容	補正額	財源内訳
新ふなのえこども園・成美地区公民館建設工事	インフレスライドによる単価の変更を行うため工事請負費を増額する。また、下水道接続による負担金を増額する。 ・建築工事請負費　200,000千円 ・下水道加入負担金　145千円	200,145	町債 172,400 町 27,745
合計		200,145	

急激な物価変動に伴う請負代金額の適切な変更

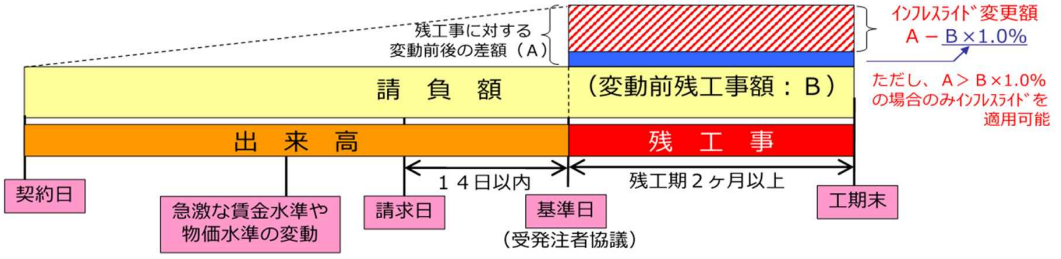
国土交通省

工期内の予期できない特別の事情による、急激なインフレ等に対応

工事請負契約書　第２６条第６項（インフレスライド条項）

６　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライド（工事請負契約書第２６条第６項）



○スライド条項

工事の契約締結後に賃金水準または物価水準が変動し、その変動額が一定割合を超えた場合、公共工事標準請負契約約款第２６条（琴浦町建設工事請負契約約款第２５条）に基づき、請負代金額の変更を請求することができる。

○公共工事標準請負契約約款

建設業法第３２条第２項に基づき、中央建設業審議会が作成し、実施を勧告されているもの。

勧告に基づき琴浦町建設工事請負契約約款を定め、契約を行っている。

補正の内容

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

資料１

単価設定のポイント

（１）最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定

（２）４月から適用される時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映

全国

全　職　種　（23,600円）令和５年３月比；＋５．９％（平成24年度比；＋７５．３％）

主要12職種※　（22,100円）令和５年３月比；＋６．２％（平成24年度比；＋７５．７％）

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

主要12職種

職種	全国平均値	令和５年度比	職種	全国平均値	令和５年度比
特殊作業員	25,598円	＋６．２％	運転手（一般）	23,454円	＋７．２％
普通作業員	21,818円	＋５．５％	型わく工	28,891円	＋６．６％
軽作業員	16,929円	＋６．３％	大工	27,721円	＋４．９％
とび工	28,461円	＋６．２％	左官	27,414円	＋５．０％
鉄筋工	28,352円	＋６．６％	交通誘導警備員Ａ	16,961円	＋６．４％
運転手（特殊）	26,856円	＋６．３％	交通誘導警備員Ｂ	14,909円	＋７．７％

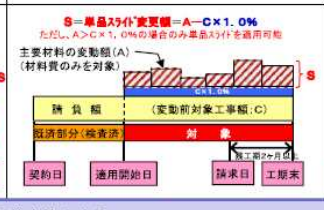
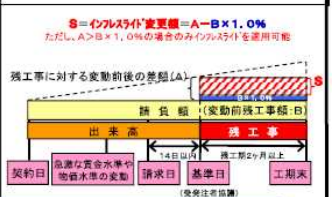
注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

資料２

国土交通省

物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用

○ 公共工事標準請負契約約款26条（スライド条項）の適切な運用

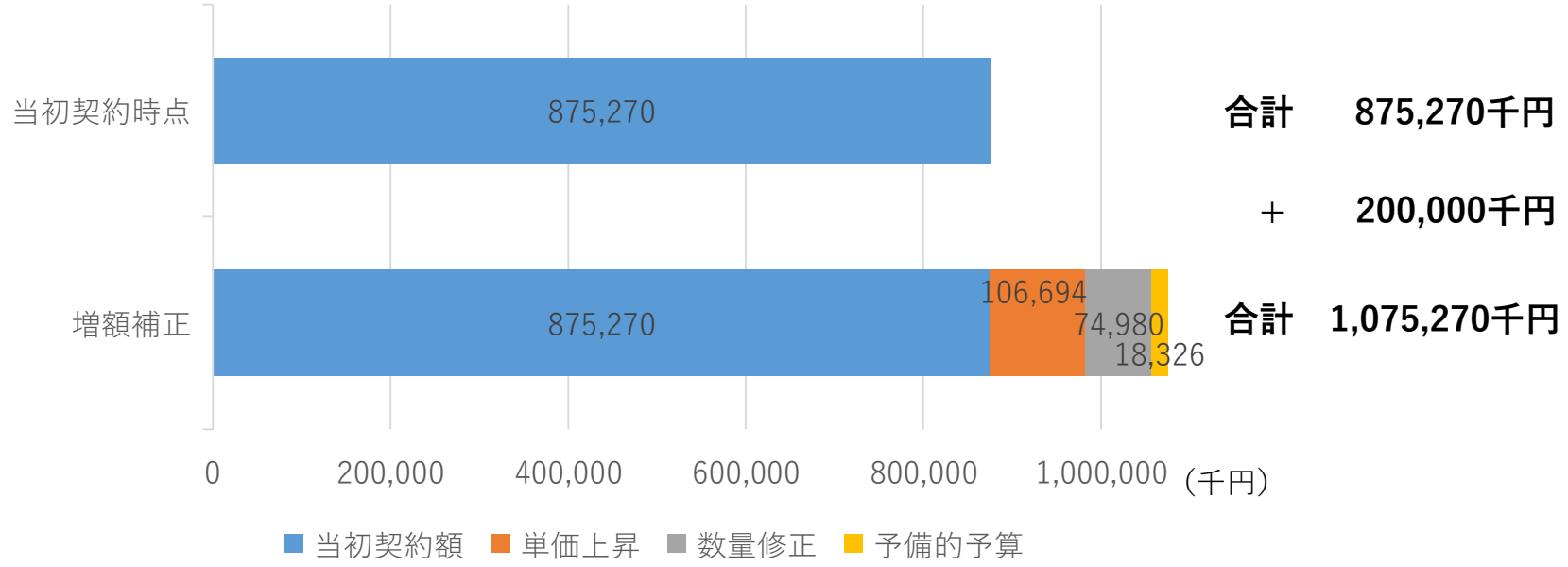
項目		全体スライド（第1～4項）	単品スライド（第5項）	インフレスライド（第6項）
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 （比較的大規模な長期工事）	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油類等）	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者の負担	残工事費の１．５％	対象工事費の１．０％ （但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）	残工事費の１．０％ （30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1％」を採用。単品スライドと同様の考え）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない）	可能
概要図				

【スライド額】材料価格、複合単価、市場単価、見積単価の価格を算出する。
- 工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（営繕工事版）（令和5年3月）
- 賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）（令和4年9月））

新ふなのえこども園・成美地区公民館建築工事の工事請負費増額について

R6.6月補正

・工事請負費は、最大1,075,270千円を要する
・資材単価・労務単価上昇による増（資料1、資料2）
・工事請負契約締結後の設計図書照査による資材・労務の数量修正
・今後の資材単価上昇を見込み予備的に予算を措置



○今後の見通し

- ウクライナ情勢、円安、原油価格の高騰、大阪万博、能登半島地震等の影響により、今後も単価上昇及び資材不足が見込まれる
- 引き続き工事内容を精査し、コストダウンに努める

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

資料１

単価設定のポイント

（１）最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定

（２）４月から適用される時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映

全国

全　職　種　（23,600円）令和５年３月比；＋５．９％（平成24年度比；＋７５．３％）

主要12職種※　（22,100円）令和５年３月比；＋６．２％（平成24年度比；＋７５．７％）

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

主要12職種

職種	全国平均値	令和５年度比	職種	全国平均値	令和５年度比
特殊作業員	25,598円	＋６．２％	運転手（一般）	23,454円	＋７．２％
普通作業員	21,818円	＋５．５％	型わく工	28,891円	＋６．６％
軽作業員	16,929円	＋６．３％	大工	27,721円	＋４．９％
とび工	28,461円	＋６．２％	左官	27,414円	＋５．０％
鉄筋工	28,352円	＋６．６％	交通誘導警備員Ａ	16,961円	＋６．４％
運転手（特殊）	26,856円	＋６．３％	交通誘導警備員Ｂ	14,909円	＋７．７％

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

[参考]資材価格等の上昇率について

資料2

※2021年1月又は2020年12月からの上昇率
直近での個別の価格上昇率を示したものはないため参考

建設工事の資材価格高騰（2024年4月版）

一般社団法人 日本建設業連合会 JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS

世界的な原材料及び原油等エネルギーの品不足や価格高騰・円安の影響を受けて、建設工事の資材価格なども高騰しています。

新型コロナ禍による生産・供給制約 / コンテナ不足等、物流のひっ迫・停滞 / EVシフトに伴う半導体需要増大 / CN対応に伴う設備投資コスト上乗せ / 生産拠点の被災 / ウクライナ危機

異形棒鋼 70%up	H形鋼 62%up	鋼板 中厚板 80%up	フラットデッキ 41%up
鋼矢板 42%up	生コンクリート 40%up	コンクリート型枠用合板 49%up	管柱 杉KD 29%up
ステンレス鋼板 62%up※1	アルミ地金 75%up※1	板ガラス 74%up	ストレートアスファルト 67%up
600Vビニル絶縁電線 55%up	配管用炭素鋼鋼管 57%up	硬質ポリ塩化ビニル管 23%up	軽油 36%up

資材のUP率：（一財）建設物価調査会の建設物価 2021年1月号掲載価格（東京）と2024年5月号掲載価格（東京）との比較
※1：日刊鉄鋼新聞 2021年1月の高値・安値の中間値と2024年4月15日付け数値の比較

設備工事費上昇の現状について

2024年春版

一般社団法人 日本建設業連合会 JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS

「建設工事を発注する民間事業者・施主の皆様に対するお願い（日建連発行パンフレット）」の中で、建設工事に係る資材や労務費の高騰や納期遅延につき御説明をしていますが、基となる物価調査会の「指数」が、

・汎用品をベースに作成しており、特注品や新素材・新商品等が反映されないこと
・中型、中級グレードを基準としており、当会会員が手掛けるような規模、グレードと合致していないこと

等の理由から、当会会員の案件における設備工事の現状を十分御説明できていません。

※例えば、以下のように設備工事について当会会員企業の案件（大規模建築物等）における上昇率は、物価調査会の数値を大きく超えるものもあります。
なお、上昇率の数値（下図の赤文字）は、参考として物価調査会の数値の上昇率との比較のため特注品等の機器につき単純平均したもので、個々の機器の値上がり状況を示すものではありません。

変電設備 物価調査会 数値無し 79%up※1	自家発電装置 物価調査会 数値無し 56%up※1	盤類 物価調査会 11.0%up 60%up※1	空調機類 物価調査会 エアハンドリングユニット/パッケージ型エアコン 10.5%up 49%up	ダクト類 物価調査会 スパイラルダクト 23.8%up 53%up※2
水槽類 物価調査会 数値無し 47%up※2	ポンプ類 物価調査会 渦巻ポンプ 23.8%up 61%up	熱源機器類 物価調査会 7.3%up 49%up	自動制御 物価調査会 22.4%up 57%up	エレベーター 物価調査会 数値無し 62%up※1※2

注1）上記の赤文字の数値は、2020年12月と2024年3月の該当設備機器（特注品等）について、調査価格を比較できる大手建設会社12社（※1は11社）の価格上昇率を平均したもの。 ※2は設置工事に係る労務費分を含む。
注2）上記の青文字の数値は、同程・類似の設備機器（汎用品）に係る物価調査会の数値における2020年12月と2024年3月の価格上昇率（各品目単純平均）

納期や工事着手に期日がかかる設備工事

電気設備

多くの電気設備機器の納期が不安定な状況。
特に、受変電設備（継電器・遮断器・トランス他）、非常用発電機、無停電電源装置、盤類（遮断器、インバータ類等）、中央監視、電力計、自動火災報知、入退場管理設備、監視カメラ設備、幹線ケーブル（パスダクト含む）の納期が長期化している。
また、特殊な電気工事は専門の作業員も限られているため、注意が必要。

空調設備

多くの空調設備機器の納期が不安定な状況。
特に、自動制御設備（制御盤、インバータ他）、一部ポンプ・ファン類の納期が長期化している。
また、特に自動制御設備工事は全国的に需給バランスが崩れており、注意が必要。

衛生設備

多くの衛生設備機材の納期が不安定な状況。
特に、消火設備（スプリンクラーヘッド、特定駐車場用泡ヘッド、感熱開放継手など）、一部ポンプ類の納期が長期化。
また、消火設備工事は全国的に需給バランスが崩れており、注意が必要。

昇降設備

需給ひっ迫により、昇降機工事に大きな影響が生じている。

<例）昇降機工事の対応可能時期（首都圏の場合）>

○15人乗りを超えるエレベーター（特注）	原則として2026年度以降着工（メーカーによっては2028年度以降）
○超高層建物用エレベーター（特注）	原則として2030年度以降着工（メーカーによっては2031年度以降）

※首都圏について、現時点における会員の声をとりまとめたもの。地域によって状況は異なる。

令和 6 年度 事業説明書

一般会計

1　基本情報

事業番号	1628	事業名	琴浦町誕生20周年記念事業			事業区分	■新規		□継続
担当課	総務課			担当係	行政総務室				
予算区分	款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	11	諸費
まちづくりビジョン	⑥町民の声が届きともに創る未来のまちづくり				②町民参画・協働の仕組みづくり				
	重点項目	情報発信と対話で築く、みんなが関わる協働のまちづくり							

2　補正後の事業費等

項目	補正前（千円）	今回補正額（千円）	財源内訳					備考	
			国庫支出金	県支出金	その他（収入）	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
2号補正6月定例	1,510	751	0	0	0	0	751		
補正後（千円）		2,261	0	0	1,200	0	1,061		

3　事業の概要

補正の概要

町民栄誉賞に女性ボーカルデュオのPaix^{2}（ペペ）を表彰するための経費。
琴浦町観光大使のミッキー吉野氏を招待し、町内中学校で生徒と音楽をとおして交流を行うための経費

補正の内容

（単位：千円）

細事業等	内容	補正額	財源内訳
琴浦町誕生20周年記念式典	○町民栄誉賞表彰 刑務所で行うコンサート活動を24年間にわたりのべ500回超精力的に行っていることが認められ、内閣総理大臣表彰を受賞するなどの功績を持つPaix^{2}（ペペ）に町民栄誉賞表彰を行うための経費。 ■受賞者報償金243千円　■町民栄誉賞授与品等73千円 ○麟蹄郡訪問団関係 麟蹄郡訪問団式典出席にかかる通訳 ■通訳報償費　100千円	416	単町
町内中学校交流事業	琴浦町観光大使のミッキー吉野氏を招待し町内中学校等の生徒と音楽をとおして交流を行い、プロの音楽に触れる情操教育の機会を設定する。 ■ミッキー吉野氏報償金等315千円　■ピアノ調律料20千円	335	単町
合計		751	

これまでの取組状況や改善点等

令和 6 年度 事業説明書

一般会計

1　基本情報

事業番号	240	事業名	常備消防費			事業区分	□新規	■継続	
担当課	総務課			担当係	防災危機管理室				
予算区分	款	8	消防費	項	1	消防費	目	1	常備消防費
まちづくりビジョン	⑤安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり				①自助・共助・公助による災害に強いまちづくり				
	重点項目	―							

2　補正後の事業費等

項目	補正前（千円）	今回補正額（千円）	財源内訳					備考	
			国庫支出金	県支出金	その他（収入）	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
2号補正6月定例	257,932	1,318	0	0	0	0	1,318		
補正後（千円）		259,250	0	0	0	0	259,250		

3　事業の概要

補正の概要

隔日勤務者の通勤手当の支給額が増額したことなどに伴い、負担金を増額する。

補正の内容

（単位：千円）

細事業等	内容	補正額	財源内訳
広域連合負担金	隔日勤務者の通勤手当について、鳥取県人事委員会の勧告により支給金額が増加したことに伴う負担金の増額。	1,318	単町
合計		1,318	

これまでの取組状況や改善点等

令和 6 年度 事業説明書

一般会計

1　基本情報

事業番号	241	事業名	非常備消防事務経費			事業区分	□新規	■継続	
担当課	総務課			担当係	防災危機管理室				
予算区分	款	8	消防費	項	1	消防費	目	2	非常備消防費
まちづくりビジョン	⑤安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり				①自助・共助・公助による災害に強いまちづくり				
	重点項目								

2　補正後の事業費等

項目	補正前（千円）	今回補正額（千円）	財源内訳					備考	
			国庫支出金	県支出金	その他（収入）	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
2号補正6月定例	53,137	200	2,126	100	0	0	△ 2,026		
補正後（千円）		53,337	2,126	1,116	2,001	0	48,094		

3　事業の概要

補正の概要

９月に開催されるとっとり防災フェスタに合わせ実施する町総合防災訓練実施等に係る経費を増額する。
当初予算計上の消防団活動服購入業務において、補助事業採択が決定したため、歳入を計上する。

補正の内容

（単位：千円）

細事業等	内容	補正額	財源内訳
【新】 総合防災訓練実施事業	９月に東伯総合公園を会場に実施されるとっとり防災フェスタに合わせて実施する総合防災訓練の実施に要する経費 需用費等　200千円 事業実施に要する消耗品費等	200	県1/2 町1/2
合計		200	

これまでの取組状況や改善点等

令和 6 年度 事業説明書

一般会計

1　基本情報

事業番号	415	事業名	日韓友好交流公園管理運営			事業区分	□新規	■継続	
担当課	商工観光課			担当係	商工係				
予算区分	款	6	商工費	項	1	商工費	目	4	地域振興費
まちづくりビジョン	④魅力ある産業が生み出す地域経済好循環のまちづくり						—		
	重点項目	—							

2　補正後の事業費等

項目	補正前	今回補正額	財源内訳					備考	
			国庫支出金	県支出金	その他	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
2号補正6月定例	3,780	451	0	0	0	0	451		
補正後		4,231	0	0	0	0	4,231		

3　事業の概要

補正の概要

日韓友好交流公園「風の丘」に設置してある揺れ石の接合部分が経年劣化で破損したため、安全性を考慮し上下の石を固定して修繕するもの。

補正の内容

（単位：千円）

細事業等	内容	補正額	財源内訳
施設維持管理費	日韓友好交流公園　風の丘「揺れ石」修繕　451千円 （安全性を考慮し、上下の石を固定する） 	451	単町
合計		451	

これまでの取組状況や改善点等

一向平キャンプ場指定管理者の選定にかかる一般公募の進め方について

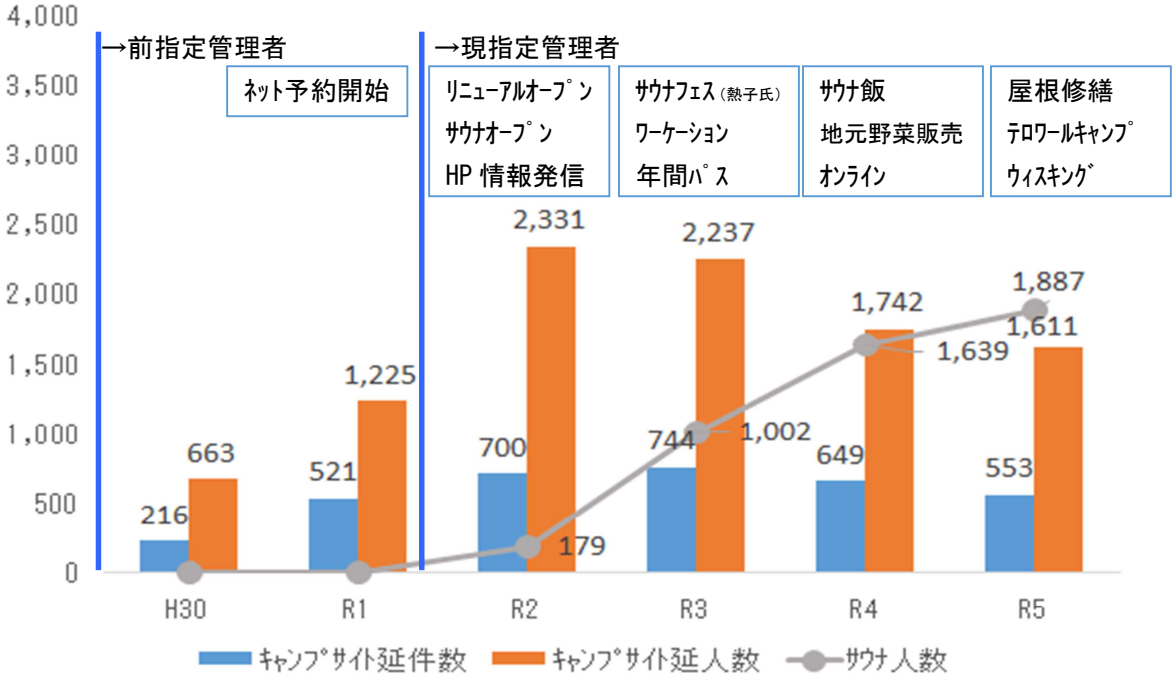
商工観光課

令和６年度末で一向平キャンプ場における（株）一向平キャンプ場の指定管理期間が終了する。**令和７年度からの指定管理者の選定にかかる進め方をご報告するもの。**

１　指定管理の概要

NO	項　目	内　容
1	指定管理施設	・琴浦町一向平キャンプ場
2	現指定管理者	・（株）一向平キャンプ場
3	指定管理期間・指定管理料	・令和２年度～令和６年度（５年間）・３００万円／年間

２　キャンプサイト及びサウナ利用実績



３　指定管理業務における収支決算の状況

収入	R2	R3	R4	R5
指定管理料	3,000	3,000	3,000	3,000
ｷｬﾝﾌﾟ場売上	4,258	4,562	6,190	5,459
自販機手数料	37	26	35	26
合計	7,295	7,588	9,225	8,485

支出	R2	R3	R4	R5
管理費	11,471	11,955	12,878	8,963
ﾚﾝﾀﾙ、焼肉仕入費	0	0	651	478
合計	11,471	11,955	13,529	9,441

差額	△ 4,176	△ 4,367	△ 4,304	△ 956

4　一般公募の概要

NO	項　目	内　容
1	一般公募の範囲	・全国へ向けた一般公募
2	指定管理期間	・令和 7 年度から令和 11 年度（5 年間）
3	指定管理料	・330 万円（税込み）/年間 ※物価高騰を考慮
4	債務負担行為	・6 月定例議会において、1,650 万円/5 年間を上程
5	周知方法	・TOTTORI CAMP サイト等で県内キャンプ場等へ周知予定

5　前回と今回のスケジュール比較

準備期間等を考慮し、前回より 3 ヶ月スケジュールを前倒して実施する。

（１）前回

年月日	項目
R1.9	9 月議会：債務負担
R1.10.11-11.12	公募期間
R1.10.18	現地説明会
R1.11.22	選定委員会
R1.12	12 月議会：指定
R2.6-	ｻｲﾄﾘﾆｭｰｱﾙ
R2.10-	ｻｳﾅｵｰﾌﾟﾝ

（２）今回

年月日	項目
R6.6	6 月議会：債務負担行為
R6.6.21-7.22	公募期間
R6.7.13	現地説明会
R6.7.30	選定委員会
R6.9	9 月議会：指定
R6.10-	準備
R7.4-	選定後の指定管理者

－－

6　関係法令等

NO	項目	主な内容
1	地方自治法第 244 条の 2	・指定管理者制度にかかる基本条項
2	琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	・募集　・申請書類　・選定方法、基準 ・指定　・協定の締結　・報告関係
3	〃　施行規則	・申請書等　・選定委員会の設置、公表
4	琴浦町公の施設指定管理者選定委員会設置要綱	・所掌の事務 ・組織（副町長　総務課長　商工観光課長）
5	琴浦町一向平キャンプ場条例	・主な施設、管理、期間、利用料金
6	琴浦町一向平キャンプ場の管理に関する基本協定書	・目的、期間、業務の範囲、施設の改修 保険　等
7	琴浦町一向平キャンプ場の管理に関する年度協定	・年度協定期間、指定管理料、責任分担、利益の配分　等

令和 6 年度 事業説明書



一般会計

1 基本情報

事業番号	175	事業名	畜産振興対策事業			事業区分	□新規		■継続
担当課	農林水産課			担当係	農林水産振興係				
予算区分	款	5	農林水産業費	項	1	農業費	目	4	畜産業費
まちづくりビジョン	④魅力ある産業が生み出す地域経済好循環のまちづくり					①農畜水産物の生産振興と一次産業の担い手育成			
	重点項目	次世代につなげる産業と「食」が広げる新たな魅力づくり							

2 補正後の事業費等

項目	補正前	今回補正額	財源内訳					備考
			国庫支出金	県支出金	その他	町債	一般財源	
2号補正6月定例	27,879	△ 9,900	0	△ 9,900	0	0	0	
補正後	17,979		0	4,809	4,200	0	8,970	

3 事業の概要

補正の概要	県の間接補助事業から県との並行補助事業へ変更になったため

補正の内容

（単位：千円）

細事業等	内容	補正額	財源内訳
自給飼料生産確保対策事業	補助金減額：9,900千円 補正理由：県の間接補助事業から県との並行補助事業へと変更になったことに伴う歳入と歳出の減額（補助率は変わらず、県1/3、町1/6） 減額内訳 【歳出】事業費×1/3＝(15,500千円＋14,200千円)×1/3＝△9,900千円 【歳入】鳥取県自給飼料生産確保対策事業費補助金　△9,900千円	△ 9,900	県
合計		△ 9,900	

これまでの取組状況や改善点等	

令和 6 年度 事業説明書

一般会計

1　基本情報

事業番号	104	事業名	予防接種			事業区分	□新規	■継続	
担当課	すこやか健康課			担当係	健康推進係				
予算区分	款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	2	予防費
まちづくりビジョン	③誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり					④持続可能な医療・保健・介護事業の推進			
	重点項目	―							

2　補正後の事業費等

項目	補正前（千円）	今回補正額（千円）	財源内訳					備考	
			国庫支出金	県支出金	その他（収入）	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
2号補正6月定例	9,169	39,796	0	0	24,941	0	14,855	新型コロナワクチン接種費助成金 24,941	
補正後（千円）		48,965	264	87	32,341	0	16,273		

3　事業の概要

補正の概要

新型コロナウイルスに係るワクチン接種が、定期接種へと移行されたことに伴い、65歳以上の者等を対象とした予防接種を実施するため、増額補正予算を計上するもの。

補正の内容

（単位：千円）

細事業等	内容	補正額	財源内訳
新型コロナワクチン予防接種	【対象者】 ・65歳以上の方 ・60歳以上65歳未満で、心臓等の障がいにより日常生活が極度に制限される方など 【費　用】 接種委託料　@13,200円×3,000人 需用費　67,000円 扶助費　129,000円	39,796	その他 24,941 町 14,855
合計		39,796	

これまでの取組状況や改善点等

令和3年2月から令和6年3月まで、特例臨時予防接種として実施。令和6年秋から定期接種に位置付けられることとなった。

（様式2）

令和 6 年度 事業説明書




1　基本情報　　**一般会計**

事業番号	581	事業名	児童手当支給事業			事業区分	□新規	■継続	
担当課	子育て応援課			担当係	こども未来係				
予算区分	款	3	民生費	項	2	児童福祉費	目	1	児童福祉総務費
まちづくりビジョン	①新しいひとの流れをつくりだす共生のまちづくり					⑥子どもを産み育てやすい環境づくり			
	重点項目	―							

2　補正後の事業費等

項目	補正前（千円）	今回補正額（千円）	財源内訳					備考	
			国庫支出金	県支出金	その他（収入）	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
2号補正6月定例	248,371	2,398	2,398	0	0	0	0		
補正後（千円）		250,769	186,954	31,821	0	0	31,994		

3　事業の概要

補正の概要	令和６年10月からの児童手当制度の改正に対応するため、システム改修を行う。
補正の内容	（単位：千円）

細事業等	内容	補正額	財源内訳
児童手当システム改修委託料	所得制限の廃止、高校生世代までの支給期間の延長等、令和６年10月からの児童手当制度の改正に対応するためシステム改修を行う。 ・委託料　2,398千円 【歳入】子ども・子育て支援事業費補助金　2,398千円	2,398	国 10/10
合計		2,398	

これまでの取組状況や改善点等	

（様式2）

令和 6 年度 事業説明書

一般会計

1　基本情報

事業番号	89	事業名	保育所運営（配分外）			事業区分	□新規	■継続	
担当課	子育て応援課			担当係	こども未来係				
予算区分	款	3	民生費	項	2	児童福祉費	目	2	保育所運営費
まちづくりビジョン	②子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり				②子どもたちが安心して遊び、学べる環境づくり				
	重点項目	ふるさとへの愛着を深める、地域に根差した体験と学びの展開							

2　補正後の事業費等

項目	補正前（千円）	今回補正額（千円）	財源内訳					備考	
			国庫支出金	県支出金	その他（収入）	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
2号補正6月定例	153,409	1,199	599	0	0	0	600		
補正後（千円）		154,608	49,642	21,239	5,111	0	78,616		

3　事業の概要

補正の概要

こども園組織戦略アドバイザーの継続支援により、保育職場の業務改善の取り組みを充実させ、保育士が働きやすい環境整備を図る。

補正の内容

（単位：千円）

細事業等	内容	補正額	財源内訳
こども園等研修事業	こども園組織戦略研修アドバイザーの継続支援に必要な活動時間等の増加に伴う事業費の増額。 財源には、保育士の退職防止に向けた保育所等の職場環境の改善に係る補助金（国補助金）を活用する。 ・事業費　1,199千円増額 （支出見込額1,379千円－予算現額180千円） ・内　容　園職員の業務内容の見直し、巡回相談 など 【歳入】※補助金の組み替え 保育対策総合支援事業費補助金　689千円 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金　△90千円	1,199	国 1/2 町 1/2
合計		1,199	

これまでの取組状況や改善点等

複業人材の活用により、令和５年度は退職者を出すことなく、保育職場の課題把握や業務改善に取り組むことができた。（保育士退職者数：Ｒ３年度２名、Ｒ４年度７名、Ｒ５年度０名）
令和５年度に把握できた課題（園の業務整理、職員のモチベーションアップ、求める人材の明確化 など）の解決に向けて、こども園組織戦略アドバイザーの継続支援により改善策を実施し、保育職場の離職防止対策の充実を図る。

令和 6 年度 事業説明書

一般会計

1　基本情報

事業番号	228	事業名	町道等改良整備事業			事業区分	□新規	■継続	
担当課	建設住宅課			担当係	地域整備室				
予算区分	款	7	土木費	項	2	道路橋梁費	目	2	道路新設改良費
まちづくりビジョン	⑤安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり					⑥公共インフラ（道路・上下水道など）の適正な維持管理			
	重点項目	―							

2　補正後の事業費等

項目	補正前（千円）	今回補正額（千円）	財源内訳					備考	
			国庫支出金	県支出金	その他（収入）	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
2号補正6月定例	575,127	7,205	4,054	505	0	16,200	△ 13,554		公共事業等債 △121,600千円 過疎債ハード137,800千円
補正後（千円）		582,332	337,269	6,105	0	226,100	12,858		

3　事業の概要

補正の概要

事業の進捗を促進するため、国の内示額に合わせてゴリン橋架替工事の委託料の増額を行う。
　増額　6,700千円
公共施設等建設基金積立金額を増額する。
　増額　　505千円

補正の内容

（単位：千円）

細事業等	内容	補正額	財源内訳
ゴリン橋架替工事	本橋梁は架橋より53年経過し、5年サイクルの法定点検では健全度Ⅲの「早期措置段階」となっている。通学路でもあり、指定避難所への経路にもなっている重要な施設であることから、事業の進捗を促進するため、国の内示額に合わせて委託料の増額を行う。 ・ゴリン橋架替工事委託（JR委託）　増額　6,700千円 338,460千円　→　345,160千円	6,700	国費 4,054 町債 2,600 単町 46
公共施設等建設基金積立	町道釦上野線橋梁耐震化に伴う県負担金を基金に積立を行う。（代行委託料の8%） 増額　504,213円	505	県費
合計		7,205	



ゴリン橋（旧橋）の様子

これまでの取組状況や改善点等

令和 6 年度 事業説明書

一般会計

1　基本情報

事業番号	233	事業名	一般管理費			事業区分	□新規	■継続	
担当課	建設住宅課			担当係	住宅係				
予算区分	款	7	土木費	項	4	都市計画費	目	1	都市計画総務費
まちづくりビジョン	⑤安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり					①自助・共助・公助による災害に強いまちづくり			
	重点項目	―							

2　補正後の事業費等

項目	補正前（千円）	今回補正額（千円）	財源内訳					備考	
			国庫支出金	県支出金	その他（収入）	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
2号補正6月定例	11,262	2,656	848	904	0	0	904		
補正後（千円）		13,918	6,580	4,740	0	0	2,598		

3　事業の概要

補正の概要

今年１月１日の能登半島地震で多数の建築物の倒壊があり、耐震改修に対する関心や需要が高まってきている。
耐震改修補助金を拡充することによって、その需要に応えると共に耐震改修の促進を図る。

補正の内容

（単位：千円）

細事業等	内容	補正額	財源内訳
耐震改修補助金	○耐震診断　536千円　増加 ・対象件数　2件　→　6件 ○耐震設計　720千円　増加 ・対象件数　1件　→　6件 ○耐震改修　補助金1,400千円　増加 ・補助率　2/3　→　4/5 ・対象件数　1件　→　2件 ・上限額　1,000千円　→　1,200千円	2,656	国費 848 県費 904 単町 904
合計		2,656	

これまでの取組状況や改善点等

令和 6 年度 事業説明書

1　基本情報　　一般会計

事業番号	1028	事業名	コーポラスことうら管理事業			事業区分	□新規	■継続	
担当課	建設住宅課			担当係	住宅係				
予算区分	款	7	土木費	項	5	住宅費	目	1	住宅管理費
まちづくりビジョン	⑤安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり					⑥公共インフラ（道路・上下水道など）の適正な維持管理			
	重点項目	若者の定住・UJIターンへの足掛かりとなる「住まい」と「しごと」の環境整備							

2　補正後の事業費等

項目	補正前（千円）	今回補正額（千円）	財源内訳					備考	
			国庫支出金	県支出金	その他（収入）	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
2号補正6月定例	15,038	900	0	0	900	0	0	家賃収入900千円	
補正後（千円）		15,938	0	0	15,938	0	0		

3　事業の概要

補正の概要	事業費の精査によりコーポラスことうら基金積立金を増額する。
補正の内容	（単位：千円）
これまでの取組状況や改善点等	

細事業等	内容	補正額	財源内訳
積立金	○基金積立金　900千円　増加 3,549千円　－　2,649千円　＝　900千円 （積立見込額）　－　（当初予算額）	900	その他
合計		900	

（様式2）

令和 6 年度 事業説明書



一般会計

1　基本情報

事業番号	639・641	事業名	公共下水道事業繰出金、農業集落排水事業繰出金			事業区分	□新規	■継続	
担当課	上下水道課			担当係	下水道係				
予算区分	款	7・5	土木費・農林水産業費	項	4・1	都市計画費・農業費	目	2・7	公共下水道事業費・農業集落排水事業費
まちづくりビジョン	⑤安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり				⑥公共インフラ（道路・上下水道など）の適正な維持管理				
	重点項目	—							

2　補正後の事業費等

項目	補正前（千円）	今回補正額（千円）	財源内訳					備考	
			国庫支出金	県支出金	その他（収入）	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
2号補正6月定例	582,351	1,041	0	0	0	0	1,041	-	-
補正後（千円）		583,392	0	0	0	0	583,392		

3　事業の概要

補正の概要

人事異動に伴う人件費の増額のほか、事業費の増額に伴う工事請負費及び委託料の増額に伴い、一般会計繰出金の増額補正を行うもの。

補正の内容

（単位：千円）

細事業等	内容	補正額	財源内訳
下水道事業繰出金	【基準内】収益的収入(3条予算) 人事異動に伴う人件費の増額に伴い、一般会計繰出金の増額を行うもの。 [公共]△166千円(他会計負担金) [特環]550千円(他会計負担金)	384	一般財源
	【基準外】資本的収入(4条予算) 事業費の増額に伴う工事請負費及び委託料の増額に伴い、一般会計繰出金の増額を行うもの。 [公共]96千円(他会計出資金) [特環]561千円(他会計出資金)	657	一般財源
合計		1,041	

これまでの取組状況や改善点等

（様式2）

令和 6 年度 事業説明書

下水道事業会計

1　基本情報

事業番号	－	事業名	下水道事業（下水道事業費用）			事業区分	□新規	■継続	
担当課	上下水道課			担当係	下水道係				
予算区分	款	1	下水道事業費	項	－	－	目	－	－
まちづくりビジョン	⑤安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり				⑥公共インフラ（道路・上下水道など）の適正な維持管理				
	重点項目	―							

2　補正後の事業費等

項目	補正前（千円）	今回補正額（千円）	財源内訳					備考	
			国庫支出金	県支出金	その他（収入）	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
1号補正6月定例	899,728	384	0	0	0	0	384	－	－
補正後（千円）		900,112	0	0	0	9,100	891,012		

3　事業の概要

補正の概要

人事異動に伴う人件費の増額及び県負担金の確定に伴う減額補正を行うもの。

補正の内容

（単位：千円）

細事業等	内容	補正額	財源内訳
管路費	人事異動に伴う人件費の増額補正を行うもの。 [公共]91千円　手当、法定福利費等 [特環]240千円　給料、手当等	331	一般財源
総係費	人事異動に伴う人件費の増額補正及び県負担金の確定に伴う減額補正を行うもの。 [公共]△257千円　手当、負担金等 [特環]310千円　給料、手当、負担金等	53	一般財源
合計		384	

これまでの取組状況や改善点等

（様式2）

令和 6 年度 事業説明書



下水道事業会計

1　基本情報

事業番号	－	事業名	下水道事業（資本的支出）			事業区分	□新規	■継続	
担当課	上下水道課			担当係	下水道係				
予算区分	款	1	資本的支出	項	－	－	目	－	－
まちづくりビジョン	⑤安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり					⑥公共インフラ（道路・上下水道など）の適正な維持管理			
	重点項目	―							

2　補正後の事業費等

項目	補正前（千円）	今回補正額（千円）	財源内訳					備考	
			国庫支出金	県支出金	その他（収入）	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
1号補正6月定例	860,524	900	43	0	0	200	657	－	下水道事業債100千円・過疎対策事業債100千円
補正後（千円）		861,424	153,500	0	0	156,600	551,324		

3　事業の概要

補正の概要

事業費の増額に伴う工事請負費及び委託料の増額補正を行うもの。

補正の内容

（単位：千円）

細事業等		内容	補正額	財源内訳
建設改良費	管路建設改良費	事業費の増額に伴う工事請負費の増額 〔赤碕処理区〕 マンホールポンプ工事　300千円	300	国 43 企業債 200 一般財源 657
	ﾎﾟﾝﾌﾟ場建設改良費	事業費の増額に伴う委託料の増額 〔赤碕処理区〕 八幡中継ポンプ場改築・更新詳細設計　300千円	300	
	処理場建設改良費	事業費の増額に伴う委託料の増額 〔赤碕処理区〕 赤碕浄化センター改築・更新詳細設計　300千円	300	
合計			900	

これまでの取組状況や改善点等

令和 6 年度 事業説明書

1　基本情報　　**一般会計**

事業番号	1651	事業名	中学校国際交流事業			事業区分	■新規	□継続	
担当課	教育総務課			担当係	総務係				
予算区分	款	9	教育費	項	3	中学校費	目	2	教育振興費
まちづくりビジョン	②子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり					④グローバルな社会で活躍できる人材の育成			
	重点項目	ふるさとへの愛着を深める、地域に根差した体験と学びの展開							

2　補正後の事業費等

項目	補正前（千円）	今回補正額（千円）	財源内訳					備考	
			国庫支出金	県支出金	その他（収入）	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
2号補正6月定例	2,162	677	0	0	0	0	677		
補正後（千円）		2,839	0	0	1,500	0	1,339	ふるさと基金1,500	

3　事業の概要

補正の概要

本事業の参加者を募集したところ予定を上回る応募があり、参加者を8名に増員することとした。
この増員とあわせ円安の影響により、旅行手配業務委託費が増額。
派遣時、受入れ時の日程等を先方と協議する中で、ホストファミリーを交えた歓迎交流会を実施することとなり、このための経費をはじめ必要な事務費等を増額するもの。

補正の内容

（単位：千円）

項目	変更内容	変更前	変更後
旅行手配業務委託費	人数増等	1,600	1,902
随行・通訳等報償金	対応回数増	125	303
受入家庭報償金	参加家庭増	180	240
食糧費	歓迎交流会費等	180	211
その他	現地移動費等	77	183
計		2,162	2,839

◆派遣訪問日程（現時点での予定）
訪問人数１３人（生徒８人、引率５人）

日付		内容	宿泊等
7月31日	水	移動日：琴浦町→台中市	全員：ホテル泊
8月1日	木	学校交流（初日） 午前：友好交流協定調印式、歓迎式 午後：学校交流 夕方：交流会	生徒：ホームステイ 引率：ホテル泊
8月2日	金	学校交流（２日目） 午前：学校交流 午後：学校交流	生徒：ホームステイ 引率：ホテル泊
8月3日	土	ホストファミリーデイ 日中：ホストファミリーとの交流 夕方：成果発表会、歓送式	生徒：ホームステイ 引率：ホテル泊
8月4日	日	移動日：台中市→琴浦町	―

◆来訪日程　令和７年２月１２日（水）～１６日（日）　来訪人数１３人予定（生徒８人、引率５人）

令和 6 年度 事業説明書




1　基本情報

一般会計

事業番号	674～682	事業名	地区公民館事業			事業区分	□新規	■継続	
担当課	社会教育課			担当係	生涯学習係				
予算区分	款	9	教育費	項	4	社会教育費	目	2	公民館費
まちづくりビジョン	②子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり					⑤大人に対する学びの環境づくり			
	重点項目	ふるさとへの愛着を深める、地域に根差した体験と学びの展開							

2　補正後の事業費等

項目	補正前（千円）	今回補正額（千円）	財源内訳					備考	
			国庫支出金	県支出金	その他（収入）	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
2号補正6月定例	193,492	0	△ 18,330	0	0	18,300	30		過疎債18,300千円
補正後（千円）		193,492	66,208	0	4,088	103,200	19,996		

3　事業の概要

補正の概要	旧安田小学校改修工事にかかる国補助金の配分額に基づき、財源内訳を補正するもの。

補正の内容

（単位：千円）

細事業等	内容	補正額	財源内訳
安田地区公民館工事請負費	国補助金の配分額に基づき、①国庫支出金の減額、②町債額の増額を行うもの。 補正前　補正後 ①国庫支出金　84,538千円→ 66,208千円 ②町債　84,900千円→103,200千円	0	国 △18,330 町債 18,300 単町 30
合計		0	

これまでの取組状況や改善点等	

旧安田小学校改修工事にかかる補正予算（2号補正）について

（社会教育課）

【２号補正の内容】

令和6年度空き家対策総合支援事業補助金の国配分額の減額によるもの。
配分額に基づき、
①国庫支出金の減額
②③町債、単町費の増額
をおこなうもの。

①国庫支出金　18,330千円の減額
②町債　18,300千円の増額
③単町費　30千円の増額

【配分額の減額について】

国補助金配分額の減額について、県担当課に確認したところ、国が各市町村の配分額を決定しているが、減額の理由は明示されていない。

【令和６年度空き家対策総合支援事業補助金 】

町全体額（空き家対策分含む）
申請額99,146千円　配分額69,860千円

【町配分額の内　旧安田小学校に係る部分】

	申請	実績	補正額
補助金	84,538	66,208	▲18,330
過疎債	84,900	103,200	18,300
町費	18	48	30

令和 6 年度 事業説明書




1　基本情報

一般会計

事業番号	1627	事業名	東伯総合公園改修事業			事業区分	□新規	■継続	
担当課	社会教育課			担当係	社会体育係				
予算区分	款	9	教育費	項	5	保健体育費	目	3	体育施設費
まちづくりビジョン	③誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり				⑥誰もが利用したくなる運動拠点施設の整備				
	重点項目	―							

2　補正後の事業費等

項目	補正前（千円）	今回補正額（千円）	財源内訳					備考	
			国庫支出金	県支出金	その他（収入）	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
2号補正6月定例	165,660	0	0	0	△ 4,000	4,000	0		過疎債4,000千円
補正後（千円）		165,660	0	0	31,000	133,700	960		

3　事業の概要

補正の概要

東伯総合公園サッカー場夜間照明及び防球ネット新設に係る独立行政法人日本スポーツ振興センター助成金（スポーツ振興くじ助成金）の交付内定額の決定により、財源内訳を補正するもの。

補正の内容

（単位：千円）

細事業等	内容	補正額	財源内訳
東伯総合公園サッカー場夜間照明・防球ネット新設工事	スポーツ振興くじ助成金の交付内定額に基づき、①その他収入の減額、②町債の増額を行うもの。 補正前　補正後 ①その他収入　35,000千円→ 31,000千円 ②町債　129,700千円→133,700千円	0	その他 △4,000 町債 4,000
合計		0	

これまでの取組状況や改善点等

スポーツ振興くじ助成金の交付内定について

社会教育課

１　概要

東伯総合公園サッカー場夜間照明設備および防球ネット新設に係る独立行政法人日本スポーツ振興センターの標記助成金が交付内定となったので報告するもの。

２　内容

助 成 区 分：地域スポーツ施設整備助成
申　請　日：令和６年１月１１日
交付内定日：令和６年４月２４日
助成対象額：２０，０００，０００円
配 分 割 合：８０％
交付内定額：１６，０００，０００円

３　今後のスケジュール

【工事】（予定）
・令和６年度：夜間照明、防球ネット新設工事
・令和７年度：人工芝改修

【助成申請】
・スポーツ振興くじ助成（人工芝改修分）：令和７年１月頃申請予定

参考）日本サッカー協会助成金については交付決定済み（2024 年 2 月 22 日）
内訳　人工芝（新設）　45,000 千円
夜間照明（新設）　15,000 千円

令 和 6 年 度　琴 浦 町 「 町 民 栄 誉 賞 」 候 補 者

住　　所	東京都（事務所）〔鳥取県琴浦町（井勝めぐみ）、鳥取県倉吉市（北尾真奈美）〕		
氏　　名	Paix[2]（ペペ） 〔Megumi（井勝めぐみ）、Manami（北尾真奈美）〕	性　別	女
生年月日	２０００年（平成１２）４月２１日 インディーズデビュー ２００１年（平成１３）４月２１日 日本コロムビアよりメジャーデビュー	年　令	結成２４年
職　　業	歌手		
現在の公職	保護司、矯正支援官、琴浦町観光大使		
表　彰　歴	２００５年（平成１７）法務大臣表彰（感謝状） ２００８年（平成２０）法務大臣表彰（感謝状） ２０１２年（平成２４）防衛大臣表彰（感謝状） ２０１６年（平成２８）法務大臣表彰（感謝状） ２０２０年（令和　２）日本財団 社会貢献者表彰 ２０２１年（令和　３）鳥取県知事表彰（感謝状） ２０２２年（令和　４）令和４年 安全安心なまちづくり関係功労者 内閣総理大臣表彰 ２０２３年（令和　５）天皇皇后両陛下主催「園遊会」にご招待 ２０２４年（令和　６）日本 PR 大賞「シチズン オブ ザイヤー」受賞		
公職歴及び在職期間	保護司（２０１４年９月１日～現在） 法務省矯正支援官（２０１５年４月２２日～現在） 琴浦町観光大使（２０１９年１２月８日～現在）		
功績事項	２０００年のデビュー以来、刑務所で行うコンサート「プリズン・コンサート」の活動を２４年間に渡りボランティアで行っている。 このプリズン・コンサートは、歌うのみではなく楽器等の機材を大型バンに載せて刑務所を訪問する、音響機器の提供も含めた「自己完結ボランティア」のスタイルで実施されている。このスタイルでの活動は女性歌手としては異例と言われる上、大型バンの総走行距離が地球約３０周分である１２０万キロを超えたという逸話があるほど日本全国の刑務所を精力的に訪問、コンサート開催回数は５００回を超えており、その活動実績は世界一と言われている。 井勝めぐみと北尾真奈美の両名はプリズン・コンサートを、「慰問」ではなく、本当の幸せとは何かというメッセージを伝えるための「訪問」として位置付け、受刑者が何かを感じとり、被害者や家族の心に向き合い、周りの人々を思いやることができるきっかけとなればと考えて実施している。 これらの実績とメンバー２人の姿勢を背景に、Paix２（ペペ）は３度に渡り法務大臣表彰を受賞、また防衛大臣表彰そして内閣総理大臣賞を受賞、全国レベルでその栄誉を称えられておりその社会的評価は極めて高く、琴浦町観光大使としても活発に活動しており、琴浦町町民栄誉賞表彰条例に該当する功績を持つといえる。		

○琴浦町町民栄誉賞表彰条例

平成24年８月29日

条例第21号

（目的）

第１条　この条例は、町民栄誉賞の表彰について必要な事項を定め、広く町民に敬愛され、社会に明るい希望と活力を与えるとともに琴浦町の名を高めたものについて、その栄誉をたたえて表彰し、もって町民の郷土意識の高揚に資することを目的とする。

（表彰の対象）

第２条　前条の表彰（以下「表彰」という。）は、次の各号のいずれかに該当する本町住民、本町に所在する団体又は本町に縁故の深い個人若しくは団体であって、町長が、前条の目的に照らして表彰することを適当と認めるものに対して行う。

（１）　学術において国際的に高く評価される栄誉を受けたもの

（２）　芸術に関する国際的なコンクールにおいて顕著な成績を収めたもの

（３）　オリンピック競技大会その他国際的なスポーツ競技大会において顕著な成績を収めたもの

（４）　その他栄誉を受け、又は顕著な成績を収めたと町長が認めたもの

（表彰の決定）

第３条　表彰は、議会の同意を得て決定するものとする。

（表彰の実施）

第４条　表彰は、町民栄誉賞とし、町長が表彰状を授与して行う。

２　表彰に当たっては、記念品を添えることができる。

３　表彰は、随時行う。

（表彰の取消し）

第５条　被表彰者が本人の責に帰すべき行為により栄誉を著しく失墜したと認めるときは、議会の同意を得て表彰を取り消し、又は中止することができる。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

琴浦町営斎場の使用料改定について

町民生活課

１　趣旨

鳥取中部ふるさと斎場の火葬施設使用料が改定されることに伴い、琴浦町営斎場使用料についても改定を行う。

２　概要

（１）琴浦町民を除く、中部圏域内住民及び圏域外住民について、鳥取中部ふるさと斎場と同じ金額に改定する。

（２）琴浦町民については使用料を据え置き、今後改定を行うか検討を行う。

３　使用料改定額

区分	圏域内外	使用料		
		令和６年 10 月１日から 令和７年３月 31 日まで	令和７年度	令和８年度
大人（12 歳以上）１体につき	中部圏域内住民（琴浦町民除く）	17,000 円	22,000 円	29,000 円
	圏域外住民	58,000 円	67,000 円	78,000 円
小人（12 歳未満）１体につき	中部圏域内住民（琴浦町民除く）	11,000 円	14,000 円	18,000 円
	圏域外住民	36,000 円	42,000 円	49,000 円
死胎、改葬、生体分離肢体等１体につき	中部圏域内住民（琴浦町民除く）	7,000 円	9,000 円	11,000 円
	圏域外住民	24,000 円	26,000 円	29,000 円

≪参考≫

１　一人当り火葬経費（支出合計÷火葬件数）

（過年度実績）

年度	R1	R2	R3	R4	R5	５年平均
総費用（千円）	10,385	19,204	12,502	17,435	15,440	**14,993**
利用件数（件）	258	253	257	276	280	**264**
１人当り経費（円）	40,256	75,909	48,648	63,171	55,146	**56,626**

２　琴浦斎場設備修繕費の推移

（過年度実績）

年度	R1	R2	R3	R4	R5	合計
（総費用の内）修繕の内容	火葬炉耐火物等修繕	１号炉火葬炉耐火物全面積替等修繕	収骨室空調設備取替修繕他	火葬炉設備修繕他	火葬炉オイルタンク更新他	
修繕費（千円）	972	10,450	1,848	7,445	5,390	**26,105**